

集団規定 2 - 4	日影による中高層の建築物の高さの制限
手すり等を設けた場合の日影図の取扱い	
関連条項：法第 56 条の 2	

【内容】

- ・ 屋上に設けられる手すり等で開放性が高いものは日影図の作図対象としない。
- ・ 開放性が高いとは、均等に開放されており、かつ、見付け面での開放率が 80%以上のものとする（雑則規定 1-7 の図を参照）。

【解説】

- ・ 開放性が高いパイプ手すりや金網フェンスについては、日照の環境条件に大きな影響を及ぼさないと考えられることから日影図の作図対象としない。
- ・ 開放性の高いものの条件としては、本取扱い集 2 - 2 における条件と同様とする。
- ・ なお、ガラス面やパンチングメタルは、主に通風の面で影響があるため、日影図の作図対象とする。